

教 義 第 4 0 2 号
平成 2 3 年 6 月 1 3 日

各 教 育 局 長 様

学校教育局義務教育課長

北方領土問題に関する研修等についての内閣府からの周知依頼について（通知）
このことについて、文部科学省初等中等教育局教育課程課長から、別添のとおり連絡がありました。
については、貴管内の各道立学校及び各市町村教育委員会（指定都市・中核市を除く）に対し、この旨周知願います。

教員研修グループ 担当：所司
電話 011-231-4111(内線 35-767)
FAX 011-232-1072
E-mail:shoji.shuuse@pref.hokkaido.lg.jp

教 義 第 4 0 2 号
平成 2 3 年 6 月 1 3 日

函館市教育委員会教育長 様
旭川市教育委員会教育長 様

学校教育局義務教育課長

北方領土問題に関する研修等についての内閣府からの周知依頼について（通知）
このことについて、文部科学省初等中等教育局教育課程課長から、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

教員研修グループ 担当：所司
電話 011-231-4111(内線 35-767)
FAX 011-232-1072
E-mail:shoji.shuuse@pref.hokkaido.lg.jp

事務連絡

平成23年5月9日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各国立大学法人附属学校担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

平林正吉

北方領土問題に関する研修等についての内閣府からの周知依頼について

これからの我が国を担う児童生徒が、我が国の領土について正しく理解することは重要です。このような観点に立ち、学校教育においては、北方領土等に関して、中学校の社会科等において指導いただいているところです。

このたび内閣府から、各学校において独立行政法人北方領土問題対策協会等の行う北方領土問題に関する研修や事業への理解や教員等の参加についての配慮が得られるよう、当該事業の趣旨等に関する周知について、別添の通り協力依頼がありました。

については、都道府県教育委員会担当課におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人に対し、このことについて周知を図るなど、御協力をお願いします。

(本件担当)

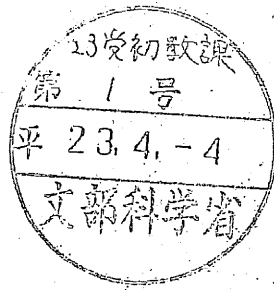
文部科学省初等中等教育局教育課程課

企画調査係 西田、下須賀

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL: 03-5253-4111 (内線: 2565)

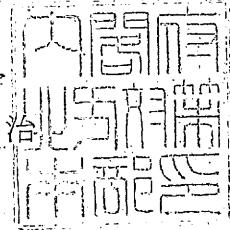
FAX: 03-6734-3734



府北対第51号
平成23年4月4日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
平林 正吉 殿

内閣府北方対策本部参事官
久保田 治



平成23年度における教員及び生徒等を対象とする北方領土問題に関する
研修や事業の周知について

北方領土問題につきましては、平素から格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、北方四島の帰属の問題を最終的に解決して平和条約を締結するという我が国の一貫した基本方針の下、精力的に行われる外交交渉を後押しするため、北方領土問題に対する国民一人一人の関心と理解をさらに深め、返還要求運動の一層の発展を図っております。取り分け、次代を担う若い世代に関心と正しい理解を深めてもらうことが課題となっており、若い世代向けの広報・啓発活動や北方領土教育への取組が重要であると考えております。

また、平成21年7月に改正され、昨年4月1日に施行された「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」(北特法)において、国は学校教育及び社会教育における北方領土問題その他北方地域に関する諸問題に関する教育及び学習の振興等を通じた知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする旨が明記(※1)されるとともに、国の取組の方向性を定めた「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」も改定され、学校教育や社会教育を通じた教育・学習の充実を図る旨が明記(※2)されております。

これらを踏まえ、内閣府では、独立行政法人北方領土問題対策協会(以下「北対協」という。※3)及び各都道府県に設置されている「都道府県民会議」(※4)等と連携して、全国の中学・高校生及び社会科担当教諭等を対象とした研修、教育関係者・青少年による北方四島訪問事業、教育関係者による「教育者会議」(※5)の設立や同会議の活動に対する支援等を一層強化してまいり所存です。

つきましては、学校教育における北方領土問題の重要性に鑑み、各学校等において別紙の北対協等主催事業を始めとする北方領土問題に関する研修や事業への教員及び生徒等の参加について特段の配慮が得られますよう、研修や事業の趣旨等を都道府県教育委員会等を通じて、所管・所轄の学校及び関係機関等へ周知していただきたくよろしくお取り計らい願います。

※1 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」(昭和57年8月31日法律第85号)

(抜粋)

(国民世論の啓発)

第四条

2 国は、国民が北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における北方領土問題その他北方地域に関する諸問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

※2 「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」(平成22年4月1日内閣府・外務省・国土交通省告示第1号)

(抜粋)

第一 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関する事項

1 基本的方向

(中略)

このため、情報化の進展に対応した効果的な情報提供及び啓発活動の拡充を図るとともに、学校教育や社会教育を通じた教育・学習の充実を図る。また、国民世論の啓発に重要な役割を果たしてきた北方領土返還要求運動を一層強化するとともに、更に多様な地域、世代、立場の国民、とりわけ次代を担う若い世代に北方領土返還要求運動への参加を促す施策を推進する。

※3 独立行政法人北方領土問題対策協会

北方領土問題の解決促進のためには、国民世論の喚起を図ることが肝要であり、このため、全国的な規模で啓発宣伝活動を展開する団体を設けることが必要であるとの趣旨から、設立された内閣府所管の独立行政法人であり、「独立行政法人北方領土問題対策協会法」(平成14年12月6日法律第132号)に基づき国民世論の啓発、北方四島との交流事業、北方領土問題等に関する調査研究、元島民等に対する必要な援護、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を行っている。

※4 都道府県民会議

民間運動関係者が中心となって運営する北方領土返還要求運動推進の地域基盤となる組織で別表に掲げるもの。

※5 教育者会議

教育関係者が中心となって学校教育における北方領土教育を推進する組織で別表に掲げるもの。平成23年4月現在、37都道府県に設置されており、引き続き同会議の全国的な設立の取組が進められている。

(別 紙)

北対協等主催の教員及び生徒等を対象とする北方領土問題に関する事業（平成23年度）

1. 北対協主催事業

(1) 北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会（8月中旬開催予定）

全国の中学・高校生及び、学校教育現場で生徒を教育指導している社会科担当教諭等を北方領土返還運動の原点の地・根室市に集め、北方領土研修を通じて領土問題の理解と認識を深めてもらうとともに、特に、社会科担当教諭等には、参加する中学・高校生が生徒となって実践される北方領土模擬授業を見学してもらい、教育現場で授業実践する際の参考に供してもらっている。

なお、本事業は従前から、内閣府、外務省、文部科学省、その他関係機関の後援を得て実施しており、今年度も申請をする予定である。

(2) 北方四島交流教育関係者・青少年訪問事業（7月下旬から8月上旬開催予定）

教育関係者及び青少年に北方四島を訪問する機会を創出し、在島ロシア人教育関係者及び青少年との相互理解を促進することにより北方領土問題解決のための環境づくりを行っている。また、教育関係者及び青少年は、それぞれ訪問で得た知識、経験を活かして授業実践や校外で報告、発表を行っている。

なお、本事業は従前から、内閣府、外務省、文部科学省、その他関係機関の後援を得て実施しており、今年度も申請をする予定である。

(3) 北方四島交流青少年受入れ事業（6月中旬開催予定）等

在島ロシア人青少年を招聘し、同世代の日本人青少年との交流を通じて相互理解を促進することにより北方領土問題解決のための環境づくりを行っている。なお、今年は、本青少年受入れ事業を群馬県で実施する予定である。また、一般（青少年を除く在島ロシア人が対象）受入れ事業を福井県で10月下旬に実施する予定である。

(4) 北方領土問題教育者会議全国会議（2月下旬開催予定）

教育指導者現地研修会及び教育関係者訪問事業に参加実績のある教育関係者等が中心となって設立した教育者会議の代表を集めて、各教育者会議の連携を図るとともに、同会議の当面の課題と問題点及び今後の取組等について協議を行う会議であり、平成17年度から実施している。

(5) 北方領土教育の普及のためのコンクール事業等

北方領土教育の全国的な普及活動として、コンクール事業等を実施する予定である。

2. 都道府県民会議主催事業

(1) 北方領土問題地域青少年育成事業

都道府県を6つのブロック（北海道・東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄。以下同じ。）に分け、ブロック内の都道府県民会議の協働事業と

して教育者会議と連携を図り、北方領土問題に関する青少年交流会を実施している。交流会には、ブロック内の各都道府県から幅広く青少年に参加してもらうことにより、北方領土問題の正しい理解と関心を深めてもらっている。

なお、本事業は従前から、内閣府、外務省、文部科学省、その他関係機関の後援を得て実施しており、今年度も申請をする予定である。

(2) 北方領土問題教育指導者地域研修会

都道府県を6つのブロックに分け、ブロック内の都道府県民会議の協働事業として、教育指導者現地研修会及び教育関係者訪問事業に参加実績のある教育指導者及び教育者会議の代表を集めて地域研修会を実施している。地域研修会では、各都道府県における北方領土教育の進め方についての情報交換及び意見交換が行われ、更なる北方領土教育の充実・強化が図られている。

なお、本事業は従前から、内閣府、外務省、文部科学省、その他関係機関の後援を得て実施しており、今年度も申請をする予定である。

(3) その他、都道府県民会議主催事業への教育者及び青少年の参加（大会、研修会、講演会など）

3. 北方領土問題教育者会議主催事業

各都道府県の学校教育における北方領土教育の推進及び定着化を図ることを目的に、平成15年度から教育者会議設立の取組が行われている。現在では、37都道府県において教育者会議が設立されており、引き続き同会議の全国的な設立の取組が進められている。教育者会議の活動内容は、次のとおりである。

[教育者会議の活動内容]

- ・公開授業の実施
- ・作文コンクール等の実施
- ・中学校等を巡回するパネル展の実施
- ・「北方領土教育実践推進指定校」制度の導入
- ・教育指導者現地研修会及び教育関係者訪問事業等への教員及び生徒の派遣
- ・北方領土教材の作成
- ・その他（会議運営に関する総会、理事会の開催 等）

別表 都道府県民会議・教育者会議一覧

都道府県	都道府県民会議	教育者会議
北海道	北方領土復帰期成同盟	北海道北方領土教育者会議
青森県	青森県北方領土返還促進協議会	青森県北方領土研究教育者会議
岩手県	北方領土返還要求運動岩手県民会議	
宮城県	北方領土返還要求宮城県民会議	
秋田県	秋田県北方領土返還促進協議会	秋田県北方領土研究教育者会議
山形県	山形県北方領土返還促進協議会	山形県北方領土問題教育者会議
福島県	北方領土返還要求運動福島県民会議	
茨城県	北方領土の返還を求める茨城県民協議会	茨城県「北方領土問題」教育者会議
栃木県	北方領土返還要求運動栃木県民会議	
群馬県	北方領土返還要求運動群馬県推進連絡協議会	
埼玉県	北方領土返還要求運動埼玉県民会議	
千葉県	北方領土返還要求運動千葉県民会議	
東京都	北方領土の返還を求める都民会議	北方領土の返還を求める都民会議教育者会議
神奈川県	北方領土返還要求運動神奈川県民会議	
新潟県	北方領土返還要求運動新潟県民会議	新潟県北方領土問題教育者会議
山梨県	北方領土返還要求運動山梨県民会議	
長野県	北方領土返還要求長野県民会議	北方領土問題教育者会議
富山県	北方領土返還要求運動富山県民会議	富山県「北方領土問題」教育者会議
石川県	北方領土返還要求運動石川県民会議	石川県北方領土問題教育者会議
福井県	北方領土返還要求運動福井県民会議	福井県中学校社会科授業研究委員会
岐阜県	北方領土返還要求運動岐阜県民会議	北方領土を考える岐阜県教育者会議・国土学習推進委員会
静岡県	北方領土返還要求静岡県民会議	北方領土問題を考える教育者会議
愛知県	北方領土返還要求愛知県民会議	愛知県北方領土問題教育者会議
三重県	北方領土返還要求三重県民会議	三重県北方領土問題を考える教育者会議
滋賀県	北方領土返還要求運動滋賀県民会議	滋賀県中学校教育研究会社会科部会
京都府	北方領土返還要求京都府民会議	京都府北方領土教育者会議
大阪府	北方領土返還運動推進大阪府民会議	大阪府北方領土教育者会議
兵庫県	北方領土返還運動兵庫県推進会議	兵庫県北方領土教育者会議
奈良県	北方領土返還要求運動奈良県民会議	奈良県北方領土問題教育者会議
和歌山県	北方領土返還要求運動和歌山県民会議	和歌山県北方領土問題教育者会議
鳥取県	北方領土返還要求運動鳥取県民会議	鳥取県「北方領土問題」教育者会議
島根県	竹島北方領土返還要求運動島根県民会議	島根県竹島北方領土問題教育者会議
岡山県	岡山県北方領土返還要求運動県民会議	
広島県	北方領土返還要求運動広島県民会議	広島県北方領土問題教育者会議
山口県	北方領土返還要求山口県民会議	山口県北方領土教育者会議
徳島県	北方領土返還要求運動徳島県民会議	徳島県北方領土問題教育者会議
香川県	香川県北方領土返還促進協議会	香川県北方領土問題教育者会議
愛媛県	北方領土返還要求愛媛県民会議	愛媛県北方領土問題教育者会議
高知県	北方領土返還要求運動高知県民会議	高知県北方領土問題教育者会議
福岡県	北方領土返還促進福岡県民協議会	福岡県北方領土問題教育者会議
佐賀県	北方領土返還要求運動佐賀県民会議	佐賀県北方領土教育研究会
長崎県	北方領土返還要求長崎県民会議	長崎県北方領土問題教育研究会
熊本県	熊本県北方領土対策協会	熊本県北方領土問題教育者会議
大分県	北方領土返還要求大分県民会議	大分県北方領土教育研究会
宮崎県	北方領土返還要求宮崎県民会議	宮崎県北方領土問題教育関係者会議
鹿児島県	北方領土返還要求運動鹿児島県民会議	鹿児島県北方領土教育研究会
沖縄県	北方領土返還要求沖縄県連絡協議会	沖縄県北方領土問題研究教育者会議